

悪臭について

悪臭防止法及び関係法令による規制基準など、次に該当するものについては手続きが必要です。また、規制基準を遵守してください。

1 悪臭物質を発生させるおそれのある施設の設置又は作業

悪臭物質を発生させるおそれのある施設の設置又は作業を行う場合は、悪臭物質の除去施設の設置など排出を減少させるための措置をしてください。また、都市計画法第8条で定める用途地域については規制基準があります。

2 野焼き及び不適正焼却炉使用の禁止

野焼き又は不適正な焼却炉の使用は悪臭発生の原因となり、法律で除外しているもの以外、全て禁止されていますので注意してください。（詳細は「大気汚染について」を参照）

3 排水処理に伴う悪臭

不適正な排水処理は、悪臭発生の原因となります。簡易浄化槽並びに合併処理浄化槽を設置したときは、機能を維持するため定期的な沈殿汚泥の汲取りなど適正な管理をしてください。

問い合わせ先

環境課 環境保全係 電話 22-4511 内線 5463